日本小型船舶検査機構検査事務規程細則

目 次

第1編	小型船舶安全規則に関する細則	1
<i>/</i> 77	- /] ' 王 川口川口 久 土 /元 只] () 天 ソ 〇 川川只	J

第1章 総 則1	編-1 章-1
第2章 船 体	編-2 章-1
第3章 機 関	編-3 章-1
第4章 排水設備	編−4 章−1
第5章 操舵、係船及び揚錨の設備1	編-5 章-1
第6章 救命設備	編-6 章-1
第7章 消防設備1	編-7 章-1
第7章の2 防火措置	編-7 章の 2-1
第8章 居住、衛生及び脱出の設備1	編-8 章-1
第9章 航海用具1	編-9 章-1
第 10 章 電気設備1	編-10 章-1
第 11 章 特殊設備	編-11 章-1
第 12 章 復原性	編-12 章-1
第 13 章 操縦性	編-13 章-1
第 14 章 特殊小型船舶に関する特則1	編−14 章−1
第 15 章 雜 則	編-15 章-1
細則第1編 附則1	編-附則-1
附属書 [1-1]「船舶の一般的「長さ、幅及び深さ」の測り方と図解」1	編-附[1-1]-1
附属書 [1-2]「特殊な形状を有する従来構造船舶に係る	
「船の長さ、幅及び深さ」の測り方と図解」1	編-附[1-2]-1
附属書 [1-3]「モノコック構造船舶の「船の長さ、幅及び深さ」の	
測り方と図解1	編-附[1-3]-1
附属書 [2-1]「ドーナツ型及び円形型船舶の復原性」1	編-附[2-1]-1
附属書 [2-2]「主要寸法比の特殊な船舶及び旅客搭載場所が2層	
以上にわたる船舶の復原性」1	編-附[2-2]-1
附属書 [2-3]「川下り船舶の復原性」1	編-附[2-3]-1
附属書 [2-4]「双胴型船の復原性」1	編-附[2-4]-1
附属書 [2-5]「サバニの復原性」1;	編-附[2-5]-1
附属書 [2-6]「長さ 3. 3m 未満の小型船舶の復原性」1	編-附[2-6]-1
附属書[2-7]「客席の床面が低く、乾げんが特に大きな船舶の復原性」1	

附属書[4]「軽合金製船体工作基準」	編-附[4]-1
附属書[5-1]「軽構造小型船体暫定基準」」	編-附[5-1]-1
附属書 [5-2]「落下試験」	編-附[5-2]-1
附属書 [5-3]「ポリエチレン製又はポリプロピレン製の小型船体暫定基準」」	編-附[5-3]-1
附属書 [5-4]「ABS 樹脂製小型船体暫定基準」	編-附[5-4]-1
附属書 [5-5]「アルミ合金製小型船体暫定基準」	
附属書 [6-1]「小型油タンカー構造基準」	編-附[6-1]-1
附属書 [6-2]「水中観覧船基準」	編-附[6-2]-1
附属書[7]「小型船舶の不沈性及び安定性試験方法」」	編-附[7]-1
附属書 [8] 「ガソリン船外機のクランク軸径等の強度基準」	編-附[8]-1
附属書 [9-1]「小型船舶用プラスチック製持ち運び式燃料油タンクの基準」1	編-附[9-1]-1
附属書 [9-2]「プラスチック製船体固定式ガソリン燃料油タンクの基準」	編-附[9-2]-1
附属書[10]「小型船舶用アンカーの最大把駐力係数」」	編-附[10]-1
附属書[11] 「船舶復原性規則に関する規則」	編-附[11]-1
附属書 [12] 「小型船舶に搭載する主機の適正出力」	編-附[12]-1
附属書[13]「小型船舶の基準を定める告示の解釈等」」	編-附[13]-1
附属書 [14] 「法第4条に基づく無線電信等に関する関係規則の	
解釈等について」1	編-附[14]-1
第2編 検査の実施方法に関する細則	
第1章 総 則	
第1章 総 則	編-1 章-1
第1章 総 則	編-1 章-1
第1章 総 則	編-1 章-1 編-2 章-1
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2 2-3 臨時検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39 編-2 章-43
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2 2-3 臨時検査 2 2-4 臨時航行検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39 編-2 章-43 編-2 章-44
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2 2-3 臨時検査 2 2-4 臨時航行検査 2 2-5 検査の特例 2 第3章 予備検査等の実施方法 2 3-1 製造に係る予備検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39 編-2 章-43 編-2 章-44 編-3 章-1 編-3 章-1
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2 2-3 臨時検査 2 2-4 臨時航行検査 2 2-5 検査の特例 2 第3章 予備検査等の実施方法 2 3-1 製造に係る予備検査 2 3-2 量産物件の製造に係る予備検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39 編-2 章-43 編-2 章-44 編-3 章-1 編-3 章-1 編-3 章-1
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2 2-3 臨時検査 2 2-4 臨時航行検査 2 2-5 検査の特例 2 第3章 予備検査等の実施方法 2 3-1 製造に係る予備検査 2 3-2 量産物件の製造に係る予備検査 2 3-3 改造・整備に係る予備検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39 編-2 章-43 編-2 章-44 編-3 章-1 編-3 章-1 編-3 章-1 編-3 章-1
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2 2-3 臨時検査 2 2-4 臨時航行検査 2 2-5 検査の特例 2 第3章 予備検査等の実施方法 2 3-1 製造に係る予備検査 2 3-2 量産物件の製造に係る予備検査 2 3-3 改造・整備に係る予備検査 2 第4章 認定物件に係る検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39 編-2 章-43 編-2 章-44 編-3 章-1 編-3 章-1 編-3 章-1 編-3 章-16 編-4 章-1
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2 2-3 臨時検査 2 2-4 臨時航行検査 2 2-5 検査の特例 2 第3章 予備検査等の実施方法 2 3-1 製造に係る予備検査 2 3-2 量産物件の製造に係る予備検査 2 3-3 改造・整備に係る予備検査 2 第4章 認定物件に係る検査 2 4-1 認定物件に係る検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39 編-2 章-43 編-2 章-44 編-3 章-1 編-3 章-1 編-3 章-1 編-3 章-16 編-4 章-1 編-4 章-1
第1章 総 則 2 1-1 適 用 2 第2章 船舶検査の実施方法 2 2-1 第1回定期検査(製造検査を含む。) 2 2-2 定期的検査 2 2-3 臨時検査 2 2-4 臨時航行検査 2 2-5 検査の特例 2 第3章 予備検査等の実施方法 2 3-1 製造に係る予備検査 2 3-2 量産物件の製造に係る予備検査 2 3-3 改造・整備に係る予備検査 2 第4章 認定物件に係る検査 2	編-1 章-1 編-2 章-1 編-2 章-29 編-2 章-39 編-2 章-43 編-2 章-44 編-3 章-1 編-3 章-1 編-3 章-16 編-4 章-1 編-4 章-1 編-4 章-1 編-4 章-1

附属書[3] 「圧力容器溶接施工試験」	2 編-附[3]-1
附属書[4]「ステンレス鋼溶接施工法承認試験方法及び判定基準」	2 編-附[4]-1
附属書 [5] 「FRP 船強度試験の方法」	2 編-附[5]-1
附属書 [6] 「冷凍機器の検査」	2 編-附[6]-1
附属書 [7-1]「小型船舶用膨脹式救命いかだの整備基準」	2 編-附[7-1]-1
附属書 [7-2]「小型船舶用膨脹式救命浮器の整備基準」	2 編-附[7-2]-1
附属書 [7-3]「小型船舶用膨脹式救命浮輪、小型船舶用膨脹式	
救命胴衣及び小型船舶用浮力補助具の検査の方法」	2 編-附[7-3]-1
附属書[8]「小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置	
指示無線標識装置整備基準」	2 編-附[8]-1
附属書 [9] 「小型船舶用レーダー・トランスポンダー整備基準」	2 編-附[9]-1
附属書[10]「持運び式双方向無線電話装置整備基準」	2 編-附[10]-1
附属書[11] 「デジタル選択呼出装置整備基準」	2 編-附[11]-1
附属書 [12] 「デジタル選択呼出聴守装置整備基準」	2 編-附[12]-1
附属書[13] 「経年劣化する設備の検査の方法」	2 編-附[13]-1
附属書 [14] 「特殊小型船舶の検査等の特例」	2 編-附[14]-1
附属書 [15] 「開発艇の臨時航行検査の特例」	2 編-附[15]-1
附属書 [16] 「主機等に係る保守整備項目」	2 編-附[16]-1
附属書 [17] 「主機等の保守整備を行う特定の	
『特定の保守整備事業者』の証明」	2 編-附[17]-1
第3編 船舶安全法施行規則に関する細則	
第3編 加加女主伝施行規則に関する神則	
第1章 総 則	3 編−1 章−1
第2章 航行上の条件	3 編−2 章−1
第2章の3 小型兼用船の施設等	
第2章の5 結合した二の船舶の施設	3 編-2 章の 5-1
第3章 検 査	3 編−3 章−1
第4章 雑 則	3 編−4 章−1
細則第3編 別表第1	3編-別表第1-1
第4編 小型漁船安全規則に関する細則	
分 4 /m - 万 生 加 夕 土 九 列 () 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
第1章 総 則	4 編−1 章−1
第2章 船体	4 編−2 章−1
第3章 機 関	4 編−3 章−1
第 4 章 排水設備	4 編−4 章−1
第5章 操舵、係船及び揚錨の設備	4 須 5 幸 1
第5章 操舵、係船及び揚錨の設備	4 編−5 早−1

第6章	救命設備
第7章	消防設備4 編-7 章-1
第7章) 2 防火措置 4 編-7 章の 2-1
第8章	居住、衛生及び脱出の設備4 編-8 章-1
第9章	航海用具4 編−9 章−1
第 10 章	電気設備4 編−10 章−1
第11章	特殊設備4 編-11 章-1
第 12 章	復原性
第 13 章	操縦性
第 14 章	雑 則 ······4 編−14 章−1
細則第4	- 編 - 附則
附属書	[1] 「小型漁船の基準を定める告示の解釈等」4 編-附[1]-1
第5編	晶 漁船の検査の実施方法に関する細則
労り滞	明 信仰の後色の天旭の伝に関する神則
第1章	総 則
1-1	適 用
第2章	船舶検査の実施方法
2-1	第1回定期検査(製造検査を含む。)
2-2	定期的検査5 編-2 章-8
2-3	臨時検査5 編-2 章-15
2-4	臨時航行検査5 編-2 章-15
2-5	検査の特例5 編-2 章-15
第3章	予備検査等の実施方法
3-1	製造に係る予備検査5 編-3 章-1
3-2	量産物件の製造に係る予備検査
3-3	改造・整備に係る予備検査
第4章	認定物件に係る検査
4-1	認定物件に係る検査
第5章	
カリチ	経過措置5
5-1	経過措置5 編-5 章-1 経過措置(昭和 53 年 8 月 15 日施行の達に関するもの)5 編-5 章-1